

議案第 58 号

瑞穂町手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出する。

瑞穂町手数料条例の一部を改正する条例

瑞穂町手数料条例（平成 12 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 個人番号カードの再交付の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂町手数料条例 新旧対照表

新		旧	
第1条から第9条 略		第1条から第9条 略	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
手数料を徴収する事項	1件あたりの 手数料金額	手数料を徴収する事項	1件あたりの 手数料金額
略	略	略	略
_____	_____	個人番号カードの再交付	800円
略	略	略	略
別表第2 略		別表第2 略	
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>			